

## 道民の皆様からの主な意見

### ■当初計画と三者協定について

- 三者協定での「研究期間は20年程度」とのスケジュールを守ってほしい。なし崩しがまかり通っては不安。
- 研究延長は、「研究期間20年程度」を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするもの。計画(案)の受入拒否と、研究を約束どおり、「20年程度」で終了することを強く求める。直ちに、研究計画を終了し、埋め戻すこと。
- 当初計画段階での地域住民や道民の約束を尊重し、「20年程度」とした研究期間をしっかり守るべき。現研究の延長ではなく、一度終了させた上で、新たな計画として提示し、道民や地域住民との十分な対話、合意のもとで進めるべき。
- 研究計画(案)を認めず、地層処分研究を終了し、研究所を埋め戻すべき。

### ■高レベル放射性廃棄物の持ち込み等について

(高レベル放射性廃棄物の持ち込みへの心配)

- 北海道に「核のゴミ」は不要。
- 期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長案は、経過を無視して道民との約束である協定を事実上、反故にするものであり、なし崩しの幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかという道民の懸念をさらに強めるもの。
- この研究所の存在は牛乳の今後の売上げ、イメージダウンにつながる。延長は高レベル廃棄物を持ち込むつもりなのかと疑ってしまう。近隣の農家住民は大反対である。

(道民の安全・安心)

- 安心・安全な食料基地「北海道」を守ってほしい。
- 幌延周辺は、道内でも大きな酪農地帯。安心・安全に酪農が営めるよう、計画を終了するようお願いする。

### ■地層処分の方法、放射性廃棄物の処分のあり方について

- 安全な処理方法が確立されていないなかで、道内の地層研究は行われるべきではない。
- 火山列島と言われる日本には10万年間も安定した地盤の場所はどこにもない。地層処分は止めて、地上での保管を考えるべき。
- 研究は必要だが、地殻変動などが起きてもすぐに対処できるように、人々の目の届くところで代々監視していかなければならない。研究の延長に反対し、放射性廃棄物等の処分や保管方法の新たな研究促進を求める。

### ■研究延長の必要性等について

(瑞浪との関係)

- 瑞浪の施設については研究終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせずに延長するのか納得できない。

(サイトの位置づけ)

- 道が確認した「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」はサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層である幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味する。「なし崩しの処分場」への危険が高まる。従って新たな申入れは協定に違反している。

(基盤研究の終了)

- 当初計画は「基礎研究」だが、NUMOの「包括的技術報告書(レビュー版)の概要」では、「基盤研究」は終了したことを明らかにしており、幌延での研究を延長する理由はない。

(当初計画との関係)

- 研究計画案は、当初計画とは内容が変わり、新規の研究計画である。道民と専門家を加えた検討機関を設け道民目線で二年程度をかけ詳細に検討するべき。

(幌延での延長)

- 処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発の必要性はあるだろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はない。

(終了時期)

- 少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。
- 研究計画(案)は、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長できることになり、第4期で終了する裏付けにはならず、永久に研究施設とすることが伺える。
- 協定第7条は研究内容の変更であり、研究延長も第7条の要件を満たすとしたことは、これから何度でも研究期間を延長されることにつながる。

(NUMOの資金・人材の活用)

- NUMOの資金、人材を活用することは、NUMOが研究することと同じで、幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質し、三者協定に違反する。

(機構への不信感)

- 研究はおおむね順調に進んでいると報告しながら外部から言われて継続する組織は信用できない。延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言うてくる恐れもある。このような組織の研究延長は絶対に認めるべきではない。

## ■道の対応について

(協定への認識、これまでの道の対応)

- 道民の強い懸念と反対を押し切って、三者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も自覚していないのではないか。
- なによりも優先されるのは、定められた期間を守ることである。研究の不十分さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべき。北海道として、協定を基本に研究延長を認めず、埋戻しをするよう判断することを期待する。
- 道は三者協定の当事者として研究のチェック機能を果たしていない。第4条、第14条の不作為である。機構に期限内厳守を求めている。

(延長に関する道の対応)

- 協定遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度を明確にしていきたい。
- 道庁は、原子力機構が幌延周辺自治体および道北住民に約束として示してきた「研究期間は20年程度」を一方向的に破った事実について、なんら問題にしていない。原子力機構は、約束よりも外部評価委員会の意向を最優先として今回の計画案を押しつけてきたこと自体、問題にすべき。

(道民の意見を聴く姿勢)

- 道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでほしい。
- 知事は市民と会い、直接、話しあったり意見を聞いてほしい。

(確認会議)

- 確認会議のメンバーがどのように選出されたのか疑問。研究存続に肯定的な意見を発言する有識者ばかりが名を連ねているバランスの悪い構成なのではないか。
- 確認会議の確認内容は、道としての当事者意識の欠如と、三者協定を結んだ責任のある立場からの考察が行われていない。
- 確認会議は、延長を前提に確認したに過ぎないように思われる。
- 確認会議の日程があまりに拙速であり丁寧な議論が行われたのか疑問がある。この定例会で決着をつけるため、スケジュールありきの進行と想わざるを得ない。今回の確認会議の内容を見ると、道民が納得できる内容になっていない。拙速な判断を避けて丁寧な取扱いを希望する。

(情報公開)

- 従来の成果報告の中に、一番不安な出水、湧水に関しての報告やその処理に関わる記述が殆ど見られない。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出すべき。

■今後の担保措置について

- 今回の計画（案）を認める場合は、「基本的な考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないか。
- 今回の計画案を認める場合には、令和 10 年度までに確実に研究を終了させるため、協定第 14 条に基づき履行状況を確認するための機関を設ける必要がある。協定内容と期限を遵守させるための措置として、住民団体なども含めたものとする。そうした措置を提示した上で平成 12 年当時と同じく、改めて道民の意見を聴取すべき。また、「道民アンケート」を行い道民目線に立って判断すべき。
- 道条例に記されている「持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「持込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正すべき。

■研究の推進について

- 周辺事情を考えると、研究計画を前倒しで行い、処分を早める努力が必要。2050 年に向けて、CO2 排出量を削減するには、原子力を活用することが不可欠。
- 安全性が確認されるのであれば経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成する。
- 幌延町に核廃棄物を持ち込まないのだから研究には協力するべきだと思う。
- 放射性廃棄物の処理処分については、我が国における原子力行政の喫緊の課題と考える。そのためにも幌延で行われている研究を充分尽くしていただく事が重要だと思う。期限を設けずに研究を行うべき。
- 原子力発電をやめても廃棄物はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めず研究を続けるべきである。
- 長期間が経過しているが、安全を確保しての研究なら最後まで続けるべき。最後は三者協定を必ず守ること。
- 日本で 1 カ所となった幌延での研究をやめてしまうと処分技術の進歩も止まってしまう。今ある核燃料廃棄物を安全に処分できるよう研究延長は必要である。

■その他

(エネルギーの多様化、再エネの促進)

- 原子力以外のエネルギーの利用について考えていけるようお願いする。

(原発再稼働)

- 核のゴミをつくり続ける原子力発電の再稼働に反対する。

(脱原発)

- これ以上「ゴミ」を増やさないためにも、すぐにでも原発事業もやめるべき。

(地域振興方策)

- 地域振興施策は、具体的に何をし、どのような成果があったのか。「なし崩し的に処分場にされるのではないかと不安や懸念」を持つ道民に精神的苦痛を与え犠牲を強いてまで研究期間を延長するほどの行政効果、地域振興は期待できない。